

2026年3月9日

インド準備銀行による「“Authorised Dealer Category-I Banks”向けの報告に係る指令案」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、インド準備銀行(RBI)が2026年2月16日に公表した「“Authorised Dealer Category-I Banks”向けの報告に係る指令案」(以下「指令案」という。)に対して、コメントの機会を与えられたことに感謝の意を表したい。本件検討に当たり、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

【総論】

我々は、インド準備銀行が、店頭デリバティブ取引の透明性を高めるため、各種取組みを進めてきたことに敬意を表する。

もっとも、指令案で示されている規制には、2025年12月に最終化された「ルピー建て金利デリバティブに関する指令」と同様に、過度な域外適用の要素が含まれていることから慎重な議論が必要と考えている。

今般の指令案では、取引当事者の属性(設立地や本店所在地等)等に関わらず、インド国外で行われたインド・ルピー建ての店頭為替デリバティブ取引を、Authorised Dealer Category-I (AD Cat-I) banks が報告するよう求めることが提案されている。

仮に、こうした過度な域外適用の要素が含まれる規制が適用される場合、AD Cat-I banks に多大な義務と負担を強いるだけでなく、既に取引報告規制が適用されている各法域との二重規制の状態に陥ることとなる。結果として、市場でインド・ルピー建ての取引が忌避され、同通貨建て取引の流動性に悪影響が及ぶことも十分に想定される。

我々としては、インド国外の関連当事者(related parties)が行った店頭為替デリバティブ取引を規制の対象外としたうえで、当局間の監督協力や情報交換を通じて、二重規制を回避しつつ、効率的な取引監視、市場モニタリングを実施していただくことを強く期待している。

また、指令案が公表されてから規制の適用開始までには、十分なリードタイムを確保いただくよう配慮いただきたい。

適切に規制遵守態勢を構築するには、システム要件を定義するに足る取引報告要件の詳細を、規制適用開始まで十分猶予がある時点で開示いただくことが重要と考えている。具体的には、指令案の公表日から12か月後ではなく、Clearing Corporation of India Limited (CCIL) から報告要件が示されてから24か月後の規制適用開始としていただきたい。

以上を踏まえ、今般、附属書において提示された内容に対する我々のコメントを以下「各論」に記載している。

【各論】

1. Reporting entity

An AD Cat-I bank shall report the necessary details of the OTC foreign exchange derivative contracts involving INR undertaken by its offshore related parties to the TR of CCIL. The related party of the AD Cat-I bank may also choose to report the details of such derivatives undertaken by it independently to the TR of CCIL.

指令案において、報告義務はAD Cat-I banksが直接的に負うという理解でよいか。例えば、インド国外の本支店、関連会社が当該国の顧客とインド国外で行った店頭為替デリバティブ取引について、その取引報告がなされなかった場合、AD Cat-I banksが処罰の対象となるのか。

2. Related party

For the purpose of these directions, the term "related party" shall have the same meaning as assigned to it under the Indian Accounting Standard (Ind AS) 24 - Related Party Disclosures or International Accounting Standard (IAS) 24 - Related Party Disclosures or any other equivalent accounting standard.

- ・AD Cat-I banksのみならず、その関連会社にまで規制を適用することは回避いただきたい。関連会社は別法人であるほか、以下の取引のように、インド国外の関連会社がBack to Back以外の方法で取引を行った場合、AD Cat-I banksがその取引を把握すること自体、極めて困難なケースも想定される。したがって、設立地や所在地がインド国外の主体にまで規制を適用する場合には、その法的根拠を含め、慎重なご検討をお願いしたい。

(※) Example

There are followings.

Mumbai Branch of A bank

Tokyo Branch of A bank

Mumbai Branch of B bank

A company located in Tokyo which is not related party of either A bank or B bank

Trade 1

Mumbai Branch of A bank vs Tokyo Branch of A bank

Trade 2

Mumbai Branch of B bank vs Tokyo Branch of A bank

Trade 3

Tokyo Branch of A bank vs A company located in Tokyo which is not related party of either A bank or B bank

Our concerns

Mumbai Branch of A bank can report Trade 1, but it is not necessary to report Trade 2. Mumbai Branch of A bank must report Trade 3, but it is uncontrollable

because Trade 3 is totally outside of Mumbai Branch of A bank.

- related partyのうち、事業法人等デリバティブ取引を販売する資格等を有さないエンドユーザーの店頭為替デリバティブ取引は報告対象外であることを確認したい。

(理由)

指令案において、related partyに関する会計上の定義が示されているが、金融機関グループにはシステム開発会社等の事業法人も含まれる。これら事業法人がデリバティブ取引を行う場合、エンドユーザーの立場で取引を行っている。通常エンドユーザーは、取引報告義務は課されておらず、欧米等、域内の事業法人に取引報告義務が課される場合でもデリバティブ取引の相手方金融機関が代行報告を行う市場慣行があり、事業法人が取引報告の実務を行っていないケースがほとんどである。グループ内事業法人とのデリバティブ取引は、グループ内外の金融機関側から報告されることが見込まれることから、前述のような事業法人は報告義務の対象外とする旨、明確にしていきたい。

3. Coverage of transactions

All OTC foreign exchange derivative contracts involving INR, undertaken globally by the related parties of the AD Cat-I bank in India shall be reported to the TR. For the purpose of these directions, OTC derivatives shall mean derivatives other than those which are traded on stock exchanges and shall include those traded on electronic trading platforms (ETPs).

指令案における店頭為替デリバティブ取引には、取引決済額がインド・ルピーにリンクするものの、(インド・ルピーとは異なる) 外貨通貨決済される為替予約取引、いわゆるNDF (Non-Deliverable Forward) も含まれるのか、明確にしていきたい。

4. Reporting requirements

An AD Cat-I bank shall ensure that all covered transactions undertaken by its offshore related parties are reported. With a view to providing operational flexibility, such reporting shall be subject to the following requirements:

- (i) An AD Cat-I bank is not required to report transactions undertaken in terms of the back-to-back arrangement, as defined in the Master Direction - Risk Management and Inter-Bank Dealings dated July 5, 2016, as amended from time to time, and transactions undertaken by the related parties with other AD Cat-I banks in India;
- (ii) An AD Cat-I bank shall have the option of not reporting transactions where the notional of the contract does not exceed USD 1 million or equivalent;
- (iii) An AD Cat-I bank shall ensure that:
 - a. with effect from 12 months after the date of issuance of these Directions, transactions reported by it constitute at least 70 per cent of the notional value of all foreign exchange derivative contracts involving INR undertaken by its related

parties;

b. with effect from 18 months after the date of issuance of these Directions, transactions reported by it constitute at least 80 per cent of the notional value of all foreign exchange derivative contracts involving INR undertaken by its related parties; and

c. with effect from 24 months after the date of issuance of these Directions, transactions reported by it constitute at least 90 per cent of the notional value of all foreign exchange derivative contracts involving INR undertaken by its related parties; and

- ・インド国内に支店を有する外国銀行の兄弟会社（海外に所在する金融持株会社の100%子会社である銀行や証券会社）が、オフショアの顧客と店頭為替デリバティブ取引を行い、Back to Backで当該外国銀行のインド国内支店とカバー取引をする場合は、指令案に記載の「Back to Back契約に基づいて行われた取引」とされ、同取引の報告は免除される、という理解でよいか。

（理由）

AD Cat-I banksの100%子会社やジョイントベンチャーの取扱いは“MD Risk Management & Interbank Dealing”において確認しているが、外国銀行の場合、海外に所在する金融持株会社の100%子会社（兄弟会社）がデリバティブ取引をオフショアで行うケースが存在することから、その場合の取扱いを確認したい。

- ・総論にも記載のとおり、指令案が公表されてから規制の適用開始までには、十分なリードタイムを確保いただくよう配慮いただきたい。具体的には、指令案の公表日から12か月後ではなく、CCILから報告要件が示されてから24か月後の規制適用開始としていただきたい。

（理由）

- ・指令案では、2025年12月に最終化された「ルピー建て金利デリバティブに関する指令」と同様に、世界中の関連会社の店頭デリバティブ取引を報告することが提案されているが、指令案の対象となる店頭為替デリバティブ取引は、NDF (Non-Deliverable Forward) をはじめ、その取引数やその取引を行う主体が、金利デリバティブよりもはるかに多い。指令案に対応するためには、多数の主体の複数のシステム改修を一挙に行うことが求められるため、非常に負荷が高い。
- ・指令案の公表のみでは具体的な報告要件が不明であり、準備を進めることができない。したがって、CCILから報告要件が示されてから具体的な態勢整備が進められることを念頭に、準備期間を確保いただきたい。
- ・また、各報告要件を分析し、その解釈について当局宛確認を行った後、金融機関グループ内の各主体のシステムの要件定義を行うことになるため、リードタイムとしては24か月程度が必要と考えられる（なお、段階的な導入が認められているが、その基準となる割合の算出に用いる想定元本は可変であるため、実質的にはほぼすべての取引を報告できるよう準備を進める必要があると認識している）。

- ・「1. Reporting entity」に記載のとおり、AD Cat-I banksのrelated partyは、自らが行った取引内容をCCILに独立して報告することも選択できる、とされていることから、例えば、報告要件のうち「a.」については、AD Cat-I banksおよびrelated partyから報告された店頭為替デリバティブ取引の想定元本合計が、related partyが行った同取引の想定元本合計の70%以上であれば、当該AD Cat-I banksは要件を満たす、という理解でよいか。
- ・報告要件のうち「(iii) a.~c.」に記載された各基準について、AD Cat-I banksが、その割合（例：at least 70 per cent of the notional value…）を満たしている、という表明をどのように実施すればよいか。
- ・（報告要件を満たしていることを前提として、）取引報告をしていなかった店頭為替デリバティブ取引について、規制適用開始時点から遡って報告することは求められない、という理解でよいか。

5. Details of transactions to be reported

This will include, but not be limited to, the notional value, name of the counterparty, maturity date, currency, specifications etc., as applicable to the transaction. The central counterparty may be reported as the counterparty only in cases where the covered transaction is undertaken on an anonymous trading platform and is cleared by the central counterparty. The reporting formats shall be as indicated by CCIL with the prior approval of the Reserve Bank.

- ・インド国外の関連会社や支店が行う取引情報を、インド国内に所在するAD Cat-I banksに共有する場合、各法域が規制している顧客情報管理や情報共有禁止に関する法令等に違反する可能性がある。例えば、日本には、銀証間の情報共有にファイアウォール規制があり、明確に情報共有が禁止されている。
- ・報告項目については、CPMI/IOSCOにおいて合意したCDE/UTI/UPIとし、フォーマットについては、ISO20022準拠のXML形式としていただきたい。
（理由）

CPMI/IOSCOにおいて、各国当局における店頭デリバティブ取引報告のハーモナイゼーションが合意されており、主要当局において順次導入されている。各国独自の項目も一部あるものの、多くの報告項目がCDEから構成され、フォーマットもISO20022準拠のXML形式に統一されているため、システム開発負担が比較的軽減されている。仮に、独自の報告項目や報告フォーマットが採用される場合、各金融機関のシステム開発負担が増大するほか、当局間での情報連携にも支障をきたす懸念がある。

6. Cut-off time for reporting

Transaction shall be reported preferably on the date of transaction, but in any case, within two working days from the date of transaction.

指令案は、インド国外の店頭為替デリバティブ取引を対象としているが、各国の祝日、時差、および情報連携の観点で、即日のカットオフは実務上、対応が極めて困難である。

以 上